

# 芽室町新嵐山スカイパーク指定管理者募集要項

芽室町新嵐山スカイパークの指定管理者（管理業務を実施する団体）を募集します。

## 1 施設の概要

区分	名称
国民宿舎	新嵐山荘（休止中）
スキー場	メムロスキー場
スキー場附属施設	新嵐山ロッジ 管理棟 新嵐山第1パラレルリフトA線・B線 新嵐山第2パラレルリフトB線（休止中）
キャンプ場	新嵐山キャンプ場（休止中）
キャンプ場附属施設	新嵐山キャンプ場グランピングサイト（休止中） 新嵐山キャンプ場ワンディキャンプサイト（休止中） 新嵐山キャンプ場フリーサイト（休止中）
休憩舎	フォーレストハウス ヤスマット（休止中）
展望台	新嵐山展望台

なお、新嵐山スカイパークについては、令和6年度に策定したグランドデザイン（全体構想）に基づき、都市公園への編入を検討しています。また、令和7年度に策定予定の基本計画において、今後の施設整備等の方向性が確定する予定です。

## 2 指定管理者が行う業務及び管理の基準

- (1) 上記施設の運営に関する事。
- (2) 上記施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) 管理基準及び業務詳細は芽室町新嵐山スカイパーク指定管理業務仕様書のとおり。

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

### 4 指定管理料

指定管理者に係る経費は、会計年度（4月1日～翌年3月31日まで）毎に支払われます。

### 5 利用料金制

当該施設は利用料金制を導入しませんので、利用者が支払う施設利用料金は町の収入となります。

なお、芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例（平成14年3月28日条例第35号）第8条第3項において、利用料金は指定管理者の収入とするとしておりますが、今後、条例改正を行う予定です。

### 6 応募資格

- (1) 十勝管内に事務所・事業所を置く団体であること。
- (2) 類似施設管理業務について運営実績があること。
- (3) 指定期間中、安全円滑に対象施設の管理運営できる団体であること。
- (4) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者。
  - イ 破産者で復権を得ない者。
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により芽室町における一般競争入札等の参加を制限されている者。
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。
  - オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。
  - カ 国税及び地方税を滞納している者。
  - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成

員（暴力団の構成団体の構成員含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体。

ク 本町における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ケ 銀行取引停止を受けている者。

## 7 応募にあたっての留意点

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。
- (2) 芽室町が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、目的の範囲であっても、無断で第三者に使用させ、または内容を提示することを禁じます。
- (3) 応募にあたって提出した書類の提出期限後の差し替え、再提出はできません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、所要の措置を講じことがあります。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 提出書類及び選定結果については、公表する場合があります。

## 8 関係法規の遵守

- (1) 業務を遂行する上で関連する法規を遵守しない場合は、指定の取消し、停止、解除をすることがあります。
- (2) 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民の利用を拒んではなりません（地方自治法第 244 条第 2 項）、また、利用することについての不当な差別的取扱いをしてはなりません（地方自治法第 244 条第 3 項）。
- (3) 指定管理者の指定業務について、「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「芽室町情報公開条例」が適用になります。

## 9 説明会及び質疑等

(1) 応募書類、指定管理業務等についての説明会（事前予約制）を次のとおり開催します。

ア 日 時 令和7年6月17日（火）午前10時

イ 場 所 芽室町役場2階 会議室7（芽室町東2条2丁目14番地）

ウ 事前予約の方法

令和7年6月13日（金）17時30分までに下記の書類提出先へ連絡してください。（予約がない場合は説明会を開催しません。）

(2) 本指定管理者募集要領、仕様書等に対する質疑は、別途「質問書様式」により令和7年6月13日（金）17時30分までに下記の書類提出先までに提出してください。

## 10 提出書類

提出書類は、原則A4サイズ縦綴じとします。

(1) 公の施設に係る指定管理者申込書（別紙第1号様式（第4条様式））

(2) 上記申込書に記載する提出書類

(3) 類似施設の管理実績（任意様式）

(4) 人員配置計画

(5) 安全統括管理者選任届出書

（索道の設計、施工・制作・改造、索道の運行及び索道施設の保守（1シーズンを0.8年に換算）、設備計画・投資計画・人員計画等の作成業務等の管理的業務について、通算3年以上の経験があることを示すもの）

(6) 索道技術管理者選任届出書

（単線固定循環式特殊索道の維持及び管理に関する技術上の業務の経験の期間が通算して3年以上（1シーズンを0.8年に換算）であるもの）

## 11 提出部数

2部（うち1部は製本しないで提出してください。）

## 12 申込み書類の提出先

〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地

芽室町 魅力創造課（新嵐山再生担当）

電話 0155-62-9736 内線232

FAX 0155-62-4599

## 13 申込受付期間

令和7年5月30日（金）～令和7年7月4日（金）17時30分まで

※郵送の場合は令和7年7月4日（金）必着でお願いします。

## 14 選定方法及び選定基準

（1） 応募書類に基づき「芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において下記事項を考慮し総合的に判断を行い、指定管理の候補者を選考します。

- ア 利用者の平等な利用が確保されること。
- イ 利用者に対するサービスの向上が図られること。
- ウ 施設の効用を最大限発揮されるものであること。
- エ 施設の適切な維持管理が図られること。
- オ 管理経費の縮減が図られるものであること。
- カ 安定した管理能力があること。
- キ 地域住民の声が反映されること。

（2） 選考委員会の候補者選考の意見を受けて、町長が指定管理者を選定し、町議会の議決を経て指定します。

## 15 問合せ先

芽室町 魅力創造課（新嵐山再生担当）

〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地

電話 0155-62-9736 内線232

FAX 0155-62-4599

Eメール [shinarashiyama@memuro.net](mailto:shinarashiyama@memuro.net)

## 16 添付資料

- (1) 「指定管理業務仕様書」
- (2) 施設の内容、見取り図
- (3) 協定書（案）
- (4) その他、関係条例等